

若 桜 町

国民保護計画

若 桜 町

<http://www.town.wakasa.tottori.jp>

緊急連絡先:0858-82-2211

目次

はじめに	．．．．	はじめに	－ 1
用語の定義	．．．．	用語集	－ 1

第 1 章 国民保護に関する基本方針

1 国民保護に関する基本方針	．．．．	1
(1) 基本的人権の尊重		
(2) 住民の権利利益の迅速な救済		
(3) 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重その他特別な配慮		
(4) 国民に対する情報の提供		
(5) 関係機関相互の連携協力の確保		
(6) 国民の協力など		
(7) 高齢者、障害者、乳幼児等の保護及び国際人道法の的確な実施		
(8) 個人情報の保護		
2 国民保護措置を行う人の安全の確保	．．．．．	4
(1) 安全配慮義務		
(2) 生活関連等施設の安全確保		
3 この計画の使用に当たって	．．．．．	4

第 2 章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様

1 この計画が対象とする事態	．．．．．	5
(1) 武力攻撃事態等の想定		
(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例		
(3) 各種事態における避難方法と避難住民数		
2 国民保護実施の体制	．．．．．	10
3 町の地域特性が国民保護に及ぼす影響	．．．．．	11
(1) 地形		
(2) 交通		
(3) 気象		
(4) その他		
4 国民保護実施に必要な情報	．．．．	15

第3章 国民保護措置の概要	・・・・・・・・	17
1 方針		
2 実施要領		
(1) 段階区分		
(2) 各段階の活動方針等		
(3) 避難の概要		
・避難実施要領パターンの作成		
(4) 救援の概要		
(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要		
(6) 住民生活の安定に関する措置等の概要		
第4章 町の処理すべき事務		
1 町の処理すべき事務	・・・・・・・・	26
(1) 町の処理すべき事務		
(2) 総合調整機能		
2 事務の委託等	・・・・・・・・	28
(1) 事務の委託		
(2) 救援事務の委任		
(3) 事務の代行		
第5章 活動要領		
1 補給支援	・・・・・・・・	30
(1) 補給		
(2) 補給支援組織の構成		
(3) 補給品		
(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保		
2 運送	・・・・・・・・	33
(1) 運送の一般的要領		
(2) 運送手段		
(3) 運送必要量の概算		
(4) 運送に関する計画		
(5) 運送の実施		
(6) 高齢者、障害者、乳幼児等の運送		
3 衛生	・・・・・・・・	37
(1) 治療、搬送		
(2) 防疫		
(3) 医療の確保		
(4) 健康管理		
(5) 廃棄物処理		
4 施設	・・・・・・・・	40

(1) 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
(2) 建物	
(3) 土地	
(4) 避難施設の指定、管理	
(5) 復旧等	
5 財政措置等	・ ・ ・ ・ 4 4
(1) 予算	
(2) 財務会計に関する事項	
(3) 公的徴収金の減免措置等	
(4) 損失補償等	
(5) 損害補償	
(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等	
6 備蓄、救援物資	・ ・ ・ ・ 4 6
(1) 備蓄	
(2) 救援物資の取扱い	
7 人に関すること	・ ・ ・ ・ 4 8
(1) 職員の動員、派遣要請など	
(2) 武力攻撃災害等による死亡者の取扱い	
8 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ 5 1
(1) 県、県対策本部との連携	
(2) 他の市町村、市町村対策本部との連携	
(3) 指定（地方）公共機関との連携	
(4) 消防との連携	
(5) 警察との連携	
(6) 自衛隊との連携	
(7) 相互応援協定の整備	
(8) 現地調整所の設置	
9 情報の提供と相談窓口	・ ・ ・ ・ 5 4
(1) 実施要領	
(2) 情報の提供	
(3) 相談窓口	

第6章 国民保護対策本部等、通信

1 若桜町国民保護対策本部	・ ・ ・ ・ 5 6
(1) 組織	
(2) 対策本部の所掌事務	
(3) 対策本部の設置	
(4) 設置場所	
(5) 本部長の権限等	

(6) 現地対策本部	
(7) 予備対策本部	
(8) 対策本部の運営及び警戒	
(9) 対策本部の移転	
2 職員等の活動体制	・ ・ ・ ・ ・ 6 2
(1) 町職員の配備体制基準	
(2) 町職員の動員計画	
(3) 初動体制	
3 若桜町緊急対処事態対策本部	・ ・ ・ ・ ・ 6 4
4 通信	・ ・ ・ ・ ・ 6 4
(1) 通信連絡の系統図	
(2) 通信運用	
(3) 非常通信	
第7章 その他	
1 住民、事業所等の協力等	・ ・ ・ ・ ・ 6 7
(1) 住民の協力	
(2) 公共的団体の取組み	
(3) 住民に期待する取組み	
(4) 自警団、女性消防隊等自主防災組織などに期待する取組み	
(5) 事業所等に期待する取組み	
(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項	
2 普及啓発	・ ・ ・ ・ ・ 6 9
(1) 住民への普及啓発	
(2) 自警団、女性消防隊等自主防災組織などへの支援	
(3) ボランティアへの支援	
3 国民保護訓練	・ ・ ・ ・ ・ 7 1
(1) 訓練の目的	
(2) 訓練の要領	
(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項	
(4) 訓練の項目等	
(5) 職員の研修、教育	
4 文化財の保護	・ ・ ・ ・ ・ 7 2
(1) 町指定文化財の保護	
(2) 国、県指定文化財の保護の支援	
5 赤十字標章等及び特殊標章等	・ ・ ・ ・ ・ 7 2
(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	
(2) 赤十字標章等及び特殊標章等	
(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	

別紙第1「情報計画」	・ ・ ・ ・ ・	1-1
別紙第2「平素の段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	2-1
別紙第3「緊急避難段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	3-1
別紙第4「避難準備段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	4-1
別紙第5「避難段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	5-1
別紙第6「避難生活段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	6-1
別紙第7「復帰段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	7-1
別紙第8「生活再建段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	8-1
別紙第9「避難受入段階の計画」	・ ・ ・ ・ ・	9-1

はじめに

この計画は、若桜町が、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下単に「法」という)や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下、「事態対処法」という。)等の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したものです。

万一の大規模なテロ(緊急対処事態)や有事(武力攻撃事態)が発生した場合に、若桜町にいるすべての人を保護するための計画です。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

若桜町では、この計画を基本にして、有事等の際住民を保護するための活動(緊急対処保護措置、国民保護措置等)に努めるとともに、この計画自体についても広く住民の皆さんの意見を聴き、随時必要な検証、見直しを行います。

住民の皆さんには、この計画と若桜町の国民保護について平素からのご理解と自主的なご協力をお願いいたします。

この計画について、ご意見、ご質問などがあるときは、下記までご連絡ください。

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜801番地5

若桜町総務課消防防災係

電話(0858)82-2211

ファクシミリ (0858)82-0134

電子メール somu@town.wakasa.tottori.jp

用語の定義

1 地域等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	市町村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域、	法 52
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法 52
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法 58
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法 119(「被災地」、「被災地域」、「被災地市町村」は使用しない)

2 機関名等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	県	鳥取県	
2	知事	鳥取県知事	
3	町	若桜町	
4	町長	若桜町長	
5	公安委員会	鳥取県公安委員会	
6	警察本部	鳥取県警察本部	
7	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
8	国対策本部	事態対策本部、緊急処理事態対策本部	事態対処法 10 事態対処法 23
9	国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救護、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関	
10	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法 27
11	町対策本部	若桜町国民保護対策本部	法 27
12	県緊急対策本部	鳥取県緊急処理事態対策本部	法 183
13	町緊急対策本部	若桜町緊急処理事態対策本部	法 183
14	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法 24
15	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法 28
16	町現地対策本部	町対策本部の事務の一部を行う組織	法 28
17	受入本部	避難先で避難する主体	
18	国対策本部長	事態対策本部長	事態対処法 11
19	県対策本部長	鳥取県国民保護対策本部長	法 28
20	町対策本部長	若桜町国民保護対策本部長	法 28
21	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法 2
22	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法 2

23	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法 2
24	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法 2
25	陸自第 8 普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
26	海自舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
27	空自第3輸送航空隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	
28	日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
29	中国電力	中国電力株式会社	
30	NTT西日本	西日本電信電話株式会社	
31	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
32	NTTドコモ中国	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	
33	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
34	県医師会	公益社団法人鳥取県医師会	
35	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
36	県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
37	県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
38	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
39	日本海テレビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
40	山陰放送	株式会社山陰放送	
41	山陰中央テレビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
42	県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会	
43	県LPガス協会	一般社団法人鳥取県エルピーガス協会	
44	県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会	
45	若桜鉄道	若桜鉄道株式会社	
46	智頭急行	智頭急行株式会社	
47	県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会	
48	県石油商業組合	鳥取県石油商業組合	
49	県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会	

3 法令・条例名等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)	
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号)	
4	災対法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)	
5	買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急処置に関する法律(昭和 48 年 7 月 6 日法律第 48 号)	
6	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)	
7	地自法	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)	
8	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
9	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する	

		法律(平成10年法律第114号)	
10	放射線障害防止法	放射線同位元素等による放射線障害の防止法に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)	
11	医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)	
12	生物兵器禁止法	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年6月8日法律第61号)	
13	化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物資の規則等に関する法律(平成7年法律第65号)	
14	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

1	ゲリラ	不正規軍の要員	
2	特殊部隊	正規軍の要員	
3	NBCR兵器	核、生物、化学、放射能兵器	
4	対処基本方針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法 9
5	緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法 25
6	基本指針	国民の保護に関する基本指針	法 32
7	国民保護計画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法 34
8	町国民保護計画	町の国民の保護に関する計画	法 35
9	国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法 36
10	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法 2
11	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法 2
12	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法 2
13	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法 22
14	災害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
15	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させること	法 139 条
16	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させること	法 141
17	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法 2
18	緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法 183
19	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法 2
20	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法 22 第 1 号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	法 2 では「国民の保護のための措置」
21	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法 183 において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法 25③第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された	法 172

		後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	
22	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防止し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法 97 では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
23	情報要求	この時点で必要とされる情報	
24	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	「避難民」、「避難者」は使用しない
25	被災者	武力攻撃災害による被災者	法 74(「被災住民」は使用しない)
26	避難住民等	避難住民及び被災者	
27	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
28	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法 148
29	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
30	収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の居住において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法 75
31	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
32	自主防災組織	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)5②の自主防災組織	法 4 に同じ
33	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法 7 に同じ
34	CATV事業者	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)2⑥。有線テレビジョン放送の事業を行うもの。	法 7 に同じ
35	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法 76①、78①若しくは 81②の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法 77 の 4①の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
36	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法 79。「避難物資」、「防災物資」は使用しない
37	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法 81 では「救援の実施に必要な物」
38	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法 81
39	医薬品	医薬品医療機器等法第2条第1項の医薬品	法 92
40	医療機器	医薬品医療機器等法第2条第4項の医療機器	法 92
41	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法 99
42	生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、浄水施設など)、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(危険物質等を貯蔵している施設など)で政令で定めるもの	法 102
43	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法 103
44	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法 105
45	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法 105
46	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)3第2号の核燃料物質	法 106
47	避難経路	避難道路、鉄道等	「避難路、避難路線」は使用しない
48	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各局指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
49	関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
50	警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	
51	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者	

52	避難行動要支援者	要配慮者のうち災害時等で自ら避難することが困難者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	災対法第 49 条の 10 避難行動用支援者の避難行動支援に関する取り組み指針(平成 25 年 8 月内閣府作成)
53	避難退域時検査	避難する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	
54	簡易除染	身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染	